

○生活福祉資金（生活復興支援資金）のご案内

東日本大震災等で被災された世帯に対して、当面の生活に必要な資金を貸付し、生活の復興を支援します。

◆一時生活支援費〔生活の復興に必要な当面の生活費〕

貸付金額 単身世帯…月 15 万円以内、二人以上世帯…月 20 万円以内

- 貸付期間 6 カ月以内
- 利子 無利子（ただし、連帯保証人を立てられない場合は年 1.5%）
- 据置期間 最終貸付の日から 2 年以内
- 返済期間 据置期間後、20 年以内（貸付額に応じて期間が異なります）
- 連帯保証人 原則 1 名（ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付できます）

※返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年 10.75%の延滞利子が発生します。

◆生活再建費〔住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用〕

貸付金額 80 万円以内

- 利子 無利子（ただし、連帯保証人を立てられない場合は年 1.5%）
- 据置期間 貸付の日から 2 年以内（一時生活支援費と併用の場合、一時生活支援費の最終貸付の日から 2 年以内）
- 返済期間 据置期間後、20 年以内（貸付額に応じて期間が異なります）
- 連帯保証人 原則 1 名（ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付できます）

※移転費の場合、申込窓口は、移転先の市町村社会福祉協議会となります。

※返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年 10.75%の延滞利子が発生します。

◆住宅補修費〔住宅補修に必要な費用〕

貸付金額 250 万円以内

- 利子 無利子（ただし、連帯保証人を立てられない場合は年 1.5%）
- 据置期間 貸付の日から 2 年以内（一時生活支援費と併用の場合、一時生活支援費の最終貸付の日から 2 年以内）
- 返済期間 据置期間後、20 年以内（貸付額に応じて期間が異なります）
- 連帯保証人 原則 1 名（ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付できます）

※法律に基づく災害援護貸付金との併用はできません。

※全壊による建替えは、貸付の対象外です。

※申込窓口は、被災した住宅のある市町村社会福祉協議会となります。

※返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年 10.75%の延滞利子が発生します。

■貸付対象

次の①～④に該当する低所得世帯（被災により低所得世帯となった場合を含む）

- ①東日本大震災により被災した世帯
- ②福島原発事故による避難世帯
- ③平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震により被災した世帯
- ④平成23年3月16日に静岡県で発生した地震により被災した世帯

■貸付の対象外

次の①～②に該当する世帯

- ①失業等給付及び生活保護を受けている世帯（一時生活支援費のみ対象外）
- ②生活福祉資金を借入し返済が滞っている世帯

■申込み先

居住地の市町村社会福祉協議会

※借入申込者は、世帯主(生計中心者)です。同一世帯が被災地と秋田県内に別居している場合は、世帯主(生計中心者)の居住地で申し込むこととなります。

■申込みに際して必要なもの

①印鑑（実印）

②借入申込者の氏名及び住所(現在の居所又は転居予定先の住所)が確認できるもの
健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カードなど

③住民票の写し

世帯全員分、発行後3ヵ月以内

④世帯の収入状況が確認できるもの

源泉徴収票、確定申告書、課税(非課税)証明書など

又は生活に困窮していることが確認できるもの

離職票、適用事業所全喪届、雇用保険受給資格者証、雇用主が発行する休業証明書、被災前後の給与明細書など

⑤り災証明書、被災証明書

証明書の発行に時間を要する場合、交付申請書の写しで申込みできますが、一時生活支援費の貸付期間は当初3ヵ月以内となります。

⑥（生活再建費、住宅補修費を申し込む場合）見積書など、必要とする費用が確認できるもの

⑦連帯保証人の資力が確認できる書類

源泉徴収票、住民税課税証明書、固定資産課税証明書など

■貸付金の送金

市町村社会福祉協議会から届いた借入申込書等を秋田県社会福祉協議会で審査し、貸付の可否を決定します。（要件に該当しない場合、減額または貸付を行わないことがあります。）

貸付が決定した後、借用書を取り交わしてから指定の金融機関・口座に送金されます。

※一時生活支援費の場合、月1回の分割送金となります。

～ご相談・お申込みは、居住地の市町村社会福祉協議会へ～